広報
みさと 号外
第４報　令和７年 10 月 16 日発行

災害支援に関する最新情報は、町ホームページやライフビジョンで随時発信しています。

美里町ホームページ

農地（田・畑）の自力復旧（土砂撤去等）について

営農活動の早期復旧を図るため８月 10 日～ 11 日までの豪雨により被災した農地（田・畑）の土砂および倒木などの撤去に係る事業費について以下のとおり支援します。

支援対象	農地（田・畑）における土砂および倒木などの撤去に係る事業費 （機械借上代・労務費・燃料費・処分費などの全ての費用） ※事業費が４０万円未満の場合に限り支援の対象となります。 ※土留めや木柵などは、対象外です。
支 援 率	事業費の 80%

詳細につきましては、別紙チラシ『８月豪雨による農地（田・畑））の自力復旧（土砂等撤去）に係る事業費の支援について』をご覧ください。

問合先　　中央庁舎　農業政策課 ☎46-2114

農業機械・施設等復旧支援について

令和７年８月豪雨により被災した農業用機械の修繕・再取得などを以下のとおり支援します。

支援対象	地域計画の担い手に位置付けられた農業者
概　　要	事業費が 50 万円以上 補助率：７/10（国 ３/10、県 ２/10、町２/10） ※トラック（汎用性の高いもの）は対象外です。

詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。
また、対象者には個別に文書を送付しましたのでご確認ください。

問合先　　中央庁舎　農業政策課 ☎46-2114

裏面もご覧ください

【事前申請必須】災害ごみについて

公費解体の仮置場を開設します。
これに伴い、事前申請により許可を受けた方の災害ごみに限り受入れいたします。

◆申請方法（※事後申請不可）

◎申請先：中央庁舎または砥用庁舎の住民生活課
◎持参物：罹（被）災証明書

◆受入場所

◎美里町農山村広場（美里町坂貫 759 番地）

◆開場日

◎ 10 月 14 日（火）～ 12 月 22 日（月）
◎月～土　　※日、祝日を除く。
◎開場時間：午前９時～正午
　　午後１時～午後４時
※天候や受入能力により受付を**中止する場合**があります。

搬入できるごみ

可燃物、不燃物、粗大ごみ、家電、木くず（流木など）、瓦、ブロックなど

注意事項

※必ず分別し、量が多い場合は単品の持込みにご協力をお願いします。
（リチウム電池やリチウム電池使用製品は発火の恐れもあるため、特に注意が必要です。）
※冷蔵庫・冷凍庫は中身を空にして搬入してください。

搬入できないごみ

生活系ごみ（生ごみ、オムツなど）、土砂、産業廃棄物、危険なもの等（消火器、ガスボンベ、ガソリン類、農薬、タイヤ、漁網、ロープなど）

◆その他

◎道路事情により、搬入車両は２ｔ車迄でお願いします。
◎ごみ持込み以外の通行が滞らないよう、順路をまもり、周辺地域へのご配慮をお願いします。

問合先　　中央庁舎　住民生活課 ☎ 46-2116

令和７年８月豪雨災害被災者支援ハンドブックついて

◀建設中の仮設住宅（中央庁舎 裏）

今回の災害を受けて、町では令和７年８月豪雨災害被災者支援ハンドブックを作成しました。
このハンドブックは被災された皆さんに役立つ情報・支援制度をまとめています。
情報は随時更新しますので、町ホームページをご確認ください。

問合先　　中央庁舎　総務課 ☎ 46-2111